

大正九年通信省令第七十五号

船用品検査試験規則

船用品検査試験規則左ノ通定ム

本令ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一条 本令ニ依リ検査又ハ試験ヲ為スヘキ物品ノ種類及検査又ハ試験ノ種別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但シ別表所定以外ノ船用品ノ検査又ハ試験ニ在リテモ事務ノ都合ニ依リ之ヲ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第二条 本令ニ依ル検査又ハ試験ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ之ヲ行フ但シ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ事務ノ都合ニ依リ別表ニ拘ハラズ検査又ハ試験ノ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第三条 船用品ノ検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ハ検査品又ハ試験品ト共ニ依頼書(第一号書式)ヲ其ノ検査又ハ試験ヲ受ケムトスル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ検査試験手数料ヲ納付スヘシ但シ検査品又ハ試験品ヲ提出シ難キトキハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り該検査品又ハ試験品ノ所在地ニ於テ検査又ハ試験ヲ受クルコトヲ得前項但書ニ依リ検査又ハ試験ヲ受クル者ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ノ指定スル所ニ從ヒ當該官吏ノ出張ニ要スル成規ノ旅費ヲ納付スヘシ

第四條 検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品又ハ試験品ニ説明書、仕様書又ハ図面ヲ添付スヘシ

第五條 船船技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品若ハ試験品ヲ追加提出セシメ又ハ説明書、仕様書若ハ図面ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第六條 運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ル検査又ハ試験ヲ依頼シタル船用品ニシテ該規程ニ適合スルモノト認ムルトキハ之ニ別記雛形ノ甲号検印及證明書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ合格証明書(第二号書式)ヲ交付ス

運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ラザル検査又ハ試験ノ依頼アリタル船用品ニハ別記雛形ノ乙号検印及成績書番号ヲ附スル

ト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ成績書(第三号書式)ヲ交付ス

第七條 検査試験手数料ハ別表ノ定ムル所ニ依ル特種ノ品質構造ヲ有スルモノ又ハ検査試験手数料ノ規定ナキモノノ検査試験手数料ハ別表ニ準シ其ノ都度之ヲ定ム其ノ予メ手数料ヲ定メ難キモノニ在リテハ検査又ハ試験終了後之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ検査又ハ試験終了後指定ノ手数料ヲ納付スヘキ旨ヲ依頼書ニ記入セシム

検査又ハ試験ノ依頼ヲ取下グル場合ト雖既ニ検査又ハ試験ニ著手シタルトキハ検査試験手数料ハ之ヲ徴収ス

第八條 検査又ハ試験ヲ依頼シタル者合格証明書又ハ成績書ノ複本若ハ抄本ヲ受ケムトスルトキハ申請書(第四号書式)ヲ其ノ合格証明書又ハ成績書ノ交付ヲ受ケタル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ複本又ハ抄本ノ交付手数料ヲ納付スヘシ

船用品合格証明書又ハ船用品検査試験成績書ノ複本若ハ抄本ノ交付手数料ハ一通ニ付五十円トス

第九條 検査又ハ試験依頼者ハ検査品又ハ試験品ノ運搬其ノ他検査又ハ試験ヲ行フ為テ特種ノ費用ヲ要スルトキハ之ヲ負担スヘシ

第十條 検査品又ハ試験品ノ検査又ハ試験中ノ滅失若ハ毀損ニ因ル損害ニ對シテハ賠償ノ責任ヲ負ス

附則 (大正一一年四月四日通信省令第三三三號)抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和四年六月八日通信省令第二二二號)抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二年一月二〇日総理府・運輸省令第一一〇號)

この命令は、公布の日から、これを施行する。

この命令施行前に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和二年四月二二日運輸省令第一三三號)抄

この命令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三年一月二二日運輸省令第五五〇號)抄

この命令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三年三月二二日運輸省令第五四四號)抄

この命令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年八月二六日運輸省令第六一〇號)抄

この命令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年七月一日から施行する。)

附則 (昭和四十八年二月一四日運輸省令第五〇號)抄

(施行期日)

この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十号)の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。

附則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二二號)抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇〇號)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八號)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現在あるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一号書式(日本産業規格A列四番)

附則 (昭和四十八年二月一四日運輸省令第五〇號)抄

この命令は、昭和四十八年七月一日から施行する。



第二号書式（日本産業規格 A 列四番）
 第三号書式（日本産業規格 A 列四番）
 第四号書式（日本産業規格 A 列四番）

第五号書式（日本産業規格 A 列四番）



材料試験機				別物品種 の種別	検査又適用規格 (単位円)	備考
試験機	圧縮機	引張機	試験機			
ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	検査又適用規格 (単位円)	備考	
ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	検査又適用規格 (単位円)	備考	
ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	検査又適用規格 (単位円)	備考	
ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	ひょうごを二ト下 ののト六コン〇〇〇	検査又適用規格 (単位円)	備考	

験硬機							
一も式Iシ 台ののAヨ 〇〇三	つき 台のるこん〇三 うひ に一もえをト〇 〇〇五、三	き に一も下ン〇三 こん〇一うひ つ台のの以ト〇 えをト五量よ 〇〇五、二	つき 台のの以ト五 えをト六うひ に一も下ン〇一 こん〇量よ 〇〇七、一	き に一 つ台			

機試衝 験撃							
一も式ピヤトゾア 台ののIルシツイ 〇〇八	つき 台ののトゾア に一も式ツイ 〇〇八	つき 台ののIルシ に一も式ピヤ 〇〇八	き に一も式Iツヴ つ台ののスカイ 〇〇七	き に一も式エクロ つ台ののルウツ 〇〇五	き に一も式ネブ つ台ののルリ 〇〇三	き に つ	りの二別 通号記

							定験材 器機料 検試 同右
一も下ン〇えをト二うひ 台のの以ト六こ ン〇量よ 〇〇〇、二	つき 台のの以ト二 こん五うひ に一も下ン〇 えをト量よ 〇〇七、一	き に一も下ン五 こん一うひ つ台のの以ト えをト量よ 〇〇五、一	き に一も下ン一 うひ つ台のの以ト 量よ 〇〇四、一	き に つ			りの三別 通号記

イ機硬I ア用試シ モダ験ゲ 同右	験衝 片撃 ゲ試 同右						
験品船 機試用 きに一 つ個 〇〇二	きに一 つき 台のるこん〇 三 うひ に一もえをト 〇 〇〇〇、三	き に一も下ン〇 三 こん〇一う ひ つ台のの以 ト〇 えをト五量 よ 〇〇六、二	つき 台のの以ト五 えをト六う ひ に一も下ン〇 一 こん〇量よ 〇〇三、二	き に つ			

リ〇えをトメミ三索 メミ四コルリ〇径 〇〇五	きに一も下ルリ〇えをトメミ二索 つ条のの以トメミ三コルリ〇径 〇〇四	きに一も下ルリ〇えをトメミ一索 つ条のの以トメミ二コルリ〇径 〇〇三	つ条のの以ト きに一も下ル りの通
------------------------------	--	--	-------------------------

織維索			
験効力試			
程験索規試			
つ条のの以トメミ一索 きに一も下ルリ〇径 〇〇一	きに一もえをトメミ五索 つ条のるコルリ〇径 〇〇七	きに一も下ルリ〇えをトメミ四索 つ条のの以トメミ五コルリ〇径 〇〇六	きに一も下ルリ つ条のの以ト

一も下ルリ〇えをトメミ四索 条のの以トメミ七コルリ五径 〇〇四	きに一も下ルリ五えをトメミ二索 つ条のの以トメミ四コルリ〇径 〇〇三	きに一も下ルリ〇えをトメミ一索 つ条のの以トメミ二コルリ〇径 〇〇二
---------------------------------------	--	--

	滑車	布地	
	び試け 験ん 査及引	同右	
と満のはン一荷んきに一もえをト重引け にご未そ又ト重引けつ個のるこん三荷ん 〇三	つき個のの以ト重引け きに一も下ン三荷ん 〇〇一	きに一 つ枚 〇〇一	きに一もえをトメミ七索 つ条のるコルリ〇径 〇〇五
	りの八別 通号記	りの七別 通号記	

	フツク		アイ
	同右		同右
んきに一もえをト重引け 引けつ個のるコン三荷ん 〇三	つき 個のの以ト重引け に一も下ン三荷ん 〇〇一	と満のはン一荷んきに一もえをト重引け に ご未そ又ト重引けつ個のるコン三荷ん 〇三	つき 個のの以ト重引け に一も下ン三荷ん 〇〇一

	クブチ ロエ ツン 同右		ルバタ ツ クン 同右
重引け 二荷ん 〇五	つき 個のの以ト重引け に一も下ン二荷ん 〇〇一	と満のはン一荷んきに一もえをト重引け に ご未そ又ト重引けつ個のるコン三荷ん 〇三	つき 個のの以ト重引け に一も下ン三荷ん 〇〇一

	鎖	真空計	圧力計	コック	弁	
	検並引び切 査び試け断 に験ん及 程験鎖 規試	同右	験 圧力試	同右	験 圧力試 査 及 び	
ミ三コルトリ〇径鎖 リ〇えをトメミ二の 〇〇四	つき 連のの以トメミ二の つ 〇〇二	きに一 つ個 〇〇二	きに一 つ個 〇〇二	きに一 つ個 〇〇二	きに一 つ個 〇〇二	と満のはン一荷んきに一もえをト に ご未そ又ト重引けつ個のるコン
りの二び号一号一各九別 通号一及一、〇、記						

六コルトリ〇径鎖 〇えをトメミ五の 〇〇〇、一	つき 連のの以トメミ五コルトリ〇径鎖 に一も下ルトリ〇えをトメミ四の 〇〇八	つき 連のの以トメミ四コルトリ〇径鎖 に一も下ルトリ〇えをトメミ三の 〇〇六	つき 連のの以トメ に一も下ル
-------------------------------	---	---	-----------------------

こ ル リ 〇 径 鎖 え を ト メ ミ 八 の 〇 〇 六 、 一	つ 連 の の 以 ト メ ミ 八 コ ル リ 〇 径 鎖 え を ト メ ミ 七 の 〇 〇 四 、 一	つ 連 の の 以 ト メ ミ 七 コ ル リ 〇 径 鎖 え を ト メ ミ 六 の 〇 〇 二 、 一	つ 連 の の 以 ト メ ミ 九 コ ル リ 〇 径 鎖 え を ト メ ミ 九 の 〇 〇 八 、 一
--	---	---	---

ク シ ル ヤ ツ 同 右			
一 も 下 ン 〇 重 引 け 個 の の 以 ト 二 荷 ん 〇 〇 一	き に 一 も え を ト メ ミ 〇 径 鎖 え を ト メ ミ 〇 一 の 〇 〇 〇 、 二	き に 一 も 下 ル リ 〇 一 コ ル リ 〇 径 鎖 え を ト メ ミ 〇 八 の 〇 〇 八 、 一	つ 連 の の 以 ト メ ミ 九 コ ル リ 〇 径 鎖 え を ト メ ミ 九 の 〇 〇 八 、 一
通 号 一 及 八 別 り の 一 び 号 記			

灯 船															
灯 色 種	乙 種	灯 色 種	甲 種	灯 げ ん 種	丙 種	灯 げ ん 種	乙 種	灯 げ ん 種	甲 種	う し 灯 よ 種	丙 種	う し 灯 よ 種	乙 種	う し 灯 よ 種	甲 種
同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右	験 効 力 試
同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右	規 試 船 程 験 灯
き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 五		き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 六		き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 六	と 満 の は ン 〇 重 引 け つ 個 の る コ ン 〇 重 引 け き に ご 未 そ 又 ト 一 荷 ん き に 一 も え を ト 二 荷 ん 〇 五
										り の 二 別 通 号 記					

品
分
部
灯
船

透 鏡 色	無 色	灯 目 標	操 だ	灯 船 尾	乙 種	灯 船 尾	甲 種	灯 閃 光	紅 色	乙 種	灯 閃 光	紅 色	甲 種	緑 灯	灯 水 先	紅 灯	水 先	紅 灯	色 灯	携 帶 用 白 帶	白 灯	丁 種	白 灯	乙 種	白 灯	甲 種
同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右	同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右	
同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右		同 右	同 右		同 右		同 右	規 試 船 程 験 灯		同 右		同 右		同 右
き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 三		き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 五		き に 一 つ 個 〇 〇 五		き に 一 つ 個 〇 〇 五		き に 一 つ 個 〇 〇 五	き に 一 つ 個 〇 〇 五		き に 一 つ 個 〇 〇 五		き に 一 つ 個 〇 〇 三		き に 一 つ 個 〇 〇 三		き に 一 つ 個 〇 〇 四		き に 一 つ 個 〇 〇 五	
										り の 四 別 通 号 記																

品分部署装知探災火				知災探火装置																				
装置	警報	器検出	管空気	トタモサ	電気	箱格	水密	銃けん	付け号	付信	さん	落下	弾丸	又ト	ツケ	ロケ	命	る	用に	射器	索	救命	装置	無線
同右	同右	同右	同右		同右		同右					同右				同右							同右	
同右	同右	同右	同右		同右	規則																	同右	
きに一	きに一	きに一		きに一		きに一						きに一		にご未	そ又	四			にご未	そ又	四		同右	
つ個	つ個	つ個		つ個		つ個						つ個		と満	のは	個			と満	のは	個		同右	
〇〇八	〇〇四	〇〇二		〇〇四		〇〇五						〇〇一		〇〇四		〇〇三			〇〇三				〇〇三	〇〇
				りの四別通号記		りの二別通号記						りの四別通号記												

品分部署装火消式定固				装置の固											
器火消	手	消	消	ノズル	非常	消	品分部署装	炭酸	弁	操作	装置	警報	手動	装置	探知
式簡易	継	ホ	ホ	同右	同右	ボ		計	同右		同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	効力		量							同右
消船防						試		気							同右
きに一	きに一	きに一	きに一		きに一	きに一		きに一		きに一		きに一	きに一	きに一	きに一
つ個	つ個	つ個	つ個		つ台	つ台		つ個		つ組		つ個	つ個	つ個	つ個
〇〇五	〇〇一	〇〇三	〇〇一		〇〇〇	〇〇〇		〇〇一		〇〇三		〇〇五	〇〇二	〇〇〇	〇〇一
四及二別号び号記		りの四別通号記													

定ガ可		具装員防消				品分部署装火消										
器	燃性	おの	消防	灯安全	クマス	防煙	トメル	防煙	吸式	自蔵	具ん	充て	剤消	式固	式移	び持
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
消船防																
きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	又一	きに一	きに一	きに一	きに一
つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個	つ組	つ個	つ個	つ個	つ個
〇〇四	〇〇一	〇〇八	〇〇八	〇〇八	〇〇八	〇〇五	〇〇一	〇〇三	〇〇五	〇〇一	〇〇三	〇〇五	〇〇一	〇〇〇	〇〇八	〇〇八
		おの四別り				りの四及二別		りの四別				りの通				

		ウイン		ウイン		造構火防		品分部署装員防消						
いかり		チ	ウ	ド	ウ	材防	材試	構防	品附	及容	酸素	か発	酸素	か清
同右		同右	同右	同右	同右	同右		同右			同右	同右	同右	同右
	程験りい													
ラロ〇一	つき	のの未	ラロ〇一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一
ムグキ〇	〇	も満ム	グキ〇	つ台	つ台	つ個	つ個	つ個	つ組	つ個	つ個	つ個	つ個	つ個
〇五		〇〇一	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇〇	〇〇二	〇〇〇	〇〇三	〇〇一	〇〇三	〇〇三	〇〇三	
		通号一及九別								りの三び号記				

窓んげ		げん窓	品分部署覆口うそ				覆布	そう口	がい板	
スガラ			剤防水		布防水		口同右			
同右		同右	同右		同右		同右			
		規構成鋼				程験布口	そう			
きに一		きに一	きに一		きに一	規試	きに一	きに一	にご未そ又ラロ○きに一もえを	
つ枚		つ個	つ個		つ枚	き	つ枚	つ枚	と満のはムグキ五つ個のるこ	
○○二		○○二	○○四		○○二		○○二	○○二		
四別	通号一及四号、	り	の四別	通号一及七号、	り	の二別	り	の四別		
号記	りの三及び号、	り	の通号記	りの四及び号、	り	の通号記	り	の通号記		

品分部署儀針ら気磁						品分部署儀針ら気磁						品分部署クスマ毒防アニモンア			品分部署ク毒ニア				
計指力	水平	儀傾針	台付架	修正	ら盆	もの	修正	もの				か吸							
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右				ん収							
きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一				きに一							
つ個	つ個	つ台	つ個	つ組	つ組	つ組	つ組	つ組				つ個							
○○二	○○二	○○七	○○三	○○三	○○三	○○三	○○三	○○三				○○三							
									り	の二別					り	の四別	り	の四及二別	り
									通号記						通号記		通号及び号記		通

探照灯		度計	回轉速	示器	だ角指	複式	フラグレ	単式	気圧計	六分儀	測程機	測深機	測鉛	儀偏針
同右		同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
きに一		きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	きに一
つ個		つ組	つ組	つ組	つ組	つ組	つ組	つ組	つ個	つ個	つ組	つ台	つ個	つ個
○○○		○○○	○○一	○○五	○○八	○○八	○○五	○○五	○○七	○○七	○○五	○○○	○○二	○○二
							通号一別				通号一別		り	の四別
							りの五記				りの五記		通号記	通号記

耐火塗料	船底塗料	一般塗料	船用電	耐燃燈	備一
					備二
同右	同右	同右	同右	同右	ひよう量二種以上を有する試験器については、最大ひよう量に対する手数料に、最大ひよう量以外の各ひよう量に対する手数料の三割を加算する。
きに一	きに一	きに一	きに一	きに一	二 次の表上欄に掲げる物品について検査又は試験を行う場合において、同表下欄に掲げる部分品又は附属品が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経ないものであるときは、そのものに対する規定の手数料を加算する。
つ種	つ種	つ種	つ個	つ個	
○○七	○○三	○○五	○○三	○○五	
					りの四別
					通号記

消火器	消火剤、充てん用具
自蔵式呼吸具	清浄かん、酸素発生かん
そう口覆布	防水布地
げん窓	ガラス
アンモニヤ防吸収かん	
毒マスク	
磁気ら針儀	予備の羅盆、傾針儀、水平指 力計、偏針儀

- 三 引張又は圧縮のいづれかについて検査試験を行う場合には本表に掲げる額とし、引張及び圧縮を合せて検査試験を行う場合には本表に掲げる額にその五割を加算する。
- 四 当該試験品が試験のため損傷又は消耗を伴うものであつて、別に試験品を提出せしめたものについては、手数料算定の個数より除外する。
- 五 再試験手数料は、本表に掲げる額の二割とする。
- 六 一条の長さ二〇〇メートルをこえる場合には、こえる長さ二〇〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。
- 七 一枚の長さ五〇メートルをこえる場合には、こえる長さ五〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。
- 八 同一種類のもの二五個以内を連結したものは、これを一個とみなす。
- 九 所定の試験荷重をこえる荷重を加えてけん引試験を行う場合には、本表に掲げる額に、こえる荷重一トン又はその未滿ごとに一〇円を加算する。
- 一〇 フック又はシヤツクルが附属したものに ついて連結したままけん引試験を同時に行う場合には、フック又はシヤツクルについては手数料をとらない。
- 一一 再試験手数料は、本表に掲げる額の半額とする。
- 一二 古品については、本表に掲げる額にその五割を加算する。
- 一三 金属材料試験材の試験をあわせて行う場合には、その試験に対する規定の手数を加算する。
- 一四 布地が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経たものであるときは、一枚につき一〇〇円とする。
- 一五 二個以上の受信器を有するものについては、増設した受信器一個につき、本表に掲げ

る額にその二割を加算する。ただし、複式テレグラフが単式受信器を有するものであるときは、受信器二個をもつて一個とみなす。